

4 / 1 から利用希望者
専用

令和3年度「のびのびルーム」のご案内

このパンフレットは、堺市放課後児童対策事業「のびのびルーム」の利用を希望される方に、事業の内容や申込の時期、申込に必要な書類等、利用していただく上で必要な情報を案内しているものです。

○令和2年度にご利用されている場合も、新たにお申込みが必要です。
○のびのびルーム実施校はP1で確認してください。

インターネット上でも申込ができるようになりました。
(就労証明書等の一部書類は別途郵送が必要です)
手続方法はP3でご確認ください。

申込受付期間

- ①<1次申込受付期間> 令和2年11月16日(月)~11月30日(月)
- ②<2次申込受付期間1> 令和3年2月22日(月)~3月1日(月)
- ③<2次申込受付期間2> 令和3年3月2日(火)~3月25日(木)

各ルームの定員は①1次申込の人数等を参考に決定します。
定員を超える申込みがあった場合は待機になります。
なお、定員に空きがあれば年度途中からのご利用も可能です。

入室可否の通知時期

- ①<1次申込受付分>令和3年2月下旬(予定)
- ②、③<2次申込受付分>令和3年3月中旬以降随時(予定)

お問い合わせ

堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
(堺市役所高層館11階北側)

TEL 072-228-7491 FAX 072-228-7009

目 次

ページ

1. 事業の内容について	1
2. 一部負担金等のお支払いについて	2
3. 利用申込方法について	3
4. 利用申込期間について	
(1) 4/1から利用希望の場合(1次申込)	4
(2) 4/1から利用希望の場合(2次申込)、	5
(3) 年度途中から利用希望の場合	
5. 利用の承認・その他の手続きについて	6
6. 利用にあたっての注意事項等	6

<申込関係書類>

(1)	のびのびルーム利用申込書	1部
(2)	のびのびルーム児童状況調査票	1部
(3)	就労証明書	2部

令和3年度「のびのびルーム」のご案内

令和2年度にご利用されている場合も、新たにお申込みが必要です。

この案内は、よくお読みのうえ保管してください。

1. 事業の内容について

のびのびルーム「堺市放課後児童対策事業」では、放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の余裕教室等を活用し、主に集団による遊び・スポーツ活動等を行い、児童の自主性・社会性・協調性を養います。なお、本事業は業務委託により各受託事業者が運営を行いますが、堺市が児童の安全確保を図り実施している事業です。

(1) 実施期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
(2) 実施日時	月～金曜日（放課後～午後6時30分） 土曜日・長期休業中（午前8時～午後6時30分） ※ただし、利用時間延長制度により、別途申込で午後7時まで利用が可能
(3) 休業日	日曜日・祝休日・12月29日～1月3日

(注) 交通機関のスト、台風等の災害、学校保健安全法に基づく学校・学級閉鎖等により、利用日または利用時間を変更することがあります。

(4) 対象児童	下記小学校に在籍または校区に居住する1～6年生に相当する年齢または学年の児童（ただし、放課後ルーム実施校（※印）のうち金岡、百舌鳥小学校以外の4校は1～3年生が対象となります。また、支援学校及び支援学級に在籍する放課後ルーム対象学年の児童は、のびのびルームと放課後ルームのどちらを利用するか選択できます。）
(5) 対象校	小学校名（※印は放課後ルーム実施校）
堺区	・錦西 ・三国丘 ※ ・市 ・英彰 ・錦綾 ・新湊 ※ ・錦 ・安井 ・熊野 ・神石 ・榎 ・大仙
中区	・八田荘 ・東深井 ※ ・久世 ・土師 ・西陶器 ・深井西 ・宮園 ・深阪 ・福田 ・八田荘西
東区	・白鷺 ・登美丘東 ・野田 ・日置荘西 ・八下西 ・登美丘南
西区	・浜寺石津 ・鳳南 ・浜寺 ・家原寺 ・浜寺昭和 ・福泉上 ・津久野 ・福泉東 ・平岡 ・上野芝 ・福泉 ※
南区	・福泉中央 ・桃山台 ・原山ひかり ・竹城台 ・竹城台東 ・はるみ ・城山台 ・茶山台 ・新檜尾台 ・泉北高倉 ・三原台 ・榎塚台 ・上神谷
北区	・東浅香山 ・光竜寺 ・新浅香山 ・五箇荘 ・大泉 ・新金岡 ・西百舌鳥 ・金岡 ※ ・五箇荘東 ・北八下 ・中百舌鳥 ・百舌鳥 ※ ・新金岡東
美原区	・黒山 ・平尾 [堺市立美原こども館ひらお内(美原区平尾185)] ・美原西 ・美原北 [堺市立美原こども館みはらきた内(美原区真福寺51-6)] ・さつき野 ・八上

2. 一部負担金等のお支払いについて

(1) 一部負担金【減額・免除制度あり】

・児童1人あたり 月額8,000円

+

<利用時間延長（午後6時30分～午後7時）を利用する場合のみ>

・児童1人あたり 月額1,000円

○ 月の途中の入・退室及び欠席がある場合も、その月の一部負担金のお支払いが必要です。

（日割り計算はしておりません。）

○ 一部負担金については、減額・免除制度があります（下記「減額免除申請について」参照）。

○ 一部負担金のお支払い方法は、口座振替（毎月25日）と、金融機関での納付書支払の2通りがあります。以下の内容をご確認いただき、適宜お手続き願います。

<口座振替を希望する場合>

- ・利用承認通知書に同封されている、口座振替開始手續のご案内をご確認ください。
- ・既に口座振替している場合、引き続き登録済の口座から引き落としを行いますので手續は不要です。ただし、令和3年度から新たに利用するきょうだい等の分は、口座振替開始のための手續が必要です。

<金融機関での納付書支払を希望する場合>

- ・口座振替開始の手續をされていない場合は、後日納付書を送付します。

《減額免除申請について》

【申請理由】児童の属する世帯が次の場合（カッコ内は児童1人当たりの一部負担金の減免額）

- 1 生活保護法による被保護世帯（全額）
- 2 市町村民税非課税世帯（全額）
- 3 市町村民税のうち、均等割額のみ負担する世帯（半額）

【注意事項】

- 最新の課税状況で審査します。令和3年5月31日までに申請する方で、令和2年1月1日時点で住民票の住所が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類（※）を提出してください。また、令和3年6月1日以後に申請する方で、令和3年1月1日時点で住民票の住所が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類（※）を提出してください。（※課税証明書類の裏面には、以下の情報を記入してください。①保護者氏名、②保護者電話番号、③小学校名、④児童氏名）
- 利用が決定した後や既に利用されている場合でも、減額・免除の申請はできますが、一部負担金の減額・免除の決定は、減額・免除申請の翌月分からとなりますのでご了承ください。
- 保護者の離婚・失業等の特別な理由により、市民税非課税世帯等と同等となる場合や、令和3年度が市民税非課税世帯等となる場合は、速やかに放課後子ども支援課までご相談ください。
- 減額・免除の期間内においてその理由が消滅した場合は、放課後子ども支援課まで申し出てください。

(2) 傷害保険料・間食代【減額・免除制度なし】

利用にあたっては、次の費用が別途必要になります。詳しくは、利用承認通知書に各のびのびルームの連絡先を同封しますので各自ご確認をお願いします。

別途必要な費用内訳	費用詳細
傷害保険料	児童1人あたり、年額800円（一括払い、減額・免除制度なし） ※傷害保険補償額 入院日額4,000円、通院日額1,500円
間食代	児童1人あたり、月額2,000円（減額・免除制度なし）

3. 利用申込方法について

下記の(1)～(3)の必要書類をご提出ください。

提出方法は利用申込期間によって異なりますので、それぞれの内容をご確認ください。

なお、本年度からインターネットでの申込を開始しましたので、下記要領にて申込した後、就労証明書や課税証明書等については郵送等によりご提出ください。

【必要書類】

(1)利用申込書

(2)児童状況調査票→該当がある場合のみ提出

(3)就労証明書等→就労しているすべての保護者分を提出

- 保護者の疾病・就学及び親族の介護等の理由で利用を希望される方は、就労証明書の代わりに、そのことを証明する診断書や在学証明書等の写しを提出してください。
- 自営業・個人事業主の方は、自己申告の形で記入の上、押印してください。
- 電子申込の場合は、申込みした際に表示される整理番号を記入してください。
- この証明書は堺市HP上でデータ形式(Excel)でダウンロードが可能となっていますので、適宜ご利用ください(堺市HP上で、「令和3年度 放課後児童対策 様式」と検索)。

【インターネット上での申込手続き方法について】

令和3年度の利用申込から、インターネット上で手続きができるようになりました。

以下の①～⑤の手順でお手続き願います。24時間受け付けています。

①右のQRコードを読み込むか、検索エンジンにて「堺市電子申請システム」と検索し堺市HPにアクセスし、「堺市電子申請システムはこちら」と表示されている部分を選択してください。



②利用者登録をしてください(登録済の場合は不要です)。

③手続き申込にて、検索メニューの手続き名で、「令和3年度 のびのびルーム 利用申込」(※)と検索してください。(※文字は全て全角。3つの単語の間には半角または全角スペースを入力)

④表示された手続きにて必要事項を入力し、申込を完了させてください。

なお、申込が完了した場合には、登録しているメールアドレスに、申込完了通知が届きますので、保存しておいてください。

⑤申込終了後、以下の書類を、郵送または持参にて放課後子ども支援課まで提出してください。

なお、必ず申込終了後に書類を送ってください。

また、提出期限については各申込期間の注意事項を参照してください。

- ・就労証明書等(就労しているすべての保護者分を提出)
- ・課税証明書等(減額免除申請するにあたり必要な場合のみ提出)

【提出先】〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 放課後子ども支援課

堺市役所 高層館11階北側 午前9時～午後5時30分(土曜・日曜・祝休日・年末年始除く)

(注意) 電子申込は午前0時00分～午後11時59分に受け付けたものを、その日の受け付け分として処理します。各申込締切の当日は、午後11時59分までに受け付けたものが有効となりますので、ご注意ください。また、土・日・祝休日・年末年始に受け付けたものは、その次の開庁日の受け付け分として処理いたします。

4. 利用申込期間について

(1) 4/1 から利用希望の場合 (1次申込)

【申込期間】

令和2年11月16日(月)～11月30日(月)

【申込方法】

インターネット上で電子申込または、必要書類を持参(郵送不可)の上、申込みしてください。

(必要書類を持参する場合)

必要書類を「1次申込用封筒」に封入し、以下の場所に受付時間内に持参してください。

受付場所	受付時間
各小学校内のびのびルーム (注)平尾、美原北、八上については各こども館内	午後3時～午後6時30分 ※22(日)、23(月祝)、29(日)は除く
放課後子ども支援課 (堺市役所高層館11F 北側) ※各区役所では受付していません。	午前9時～午後7時 ※22(日)、23(月祝)、29(日)については 午前9時～午後5時までの受付

【注意事項】

・就労証明書等の証明書類が申込期間内に提出できない場合(就労予定含む)は原則(※)令和3年1月末日までに提出してください。

(※就労予定等で、期日の後に提出される場合も受け付けますが、令和3年4月15日までに提出されなければ、待機が発生する校区においては、令和3年4月末日までの1か月間の期間限定の利用承認となり、5月以降は利用できないことがあります(該当する校区の方には別途通知します))

・申込期間中は先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します(同じ優先順位となった場合は抽選)。

定員を超過した場合は、待機となります(待機順位は別途通知します)。

<優先順位(各順位内では低学年の児童が優先)>

- ①1～3年生のひとり親世帯で、昼間、就労等により保護者が家庭にいない児童
- ②1～3年生で、昼間、就労等により保護者(全ての)が家庭にいない児童
- ③4～6年生のひとり親世帯で、昼間、就労等により保護者が家庭にいない児童
- ④4～6年生で、昼間、就労等により保護者(全ての)が家庭にいない児童
- ⑤昼間、保護者(いずれかでも)が家庭にいる児童

・利用申込の結果は、令和3年2月下旬頃に郵送予定です。

(2) 4/1 から利用希望の場合 (2 次申込)、(3) 年度途中から利用希望の場合

【申込期間】

4/1 から利用希望の場合 (2 次申込)

①令和3年2月22日(月)～3月1日(月) <必着>

※期間内に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

②令和3年3月2日(火)～3月25日(木) <必着>

※同日に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

年度途中から利用希望の場合 (随時)

③令和3年3月26日(金)以降で、利用開始希望日の前月の初日から

同希望日を起算日として6開庁日前まで <必着>

(例) 令和3年7月21日から利用希望の場合は6月1日から7月13日まで

※同日に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

【申込方法】

インターネット上で電子申込または、必要書類を放課後子ども支援課(※)に郵送か持参の上、申込みしてください。

(※提出先) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 放課後子ども支援課
堺市役所 高層館 11 階北側 午前9時～午後5時30分(土曜・日曜・祝休日・年末年始除く)

【注意事項】

・就労証明書等の証明書類が申込期間内に提出できない場合(就労予定含む)は後日速やかに提出してください(待機が発生する場合、ご案内の順番に影響します)。

・①の申込期間は期間内に、②、③の申込期間は同日に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します(同じ優先順位となった場合は抽選)。

定員を超過した場合は、待機となります(待機順位は別途通知します)。

<優先順位(各順位内では低学年の児童が優先)>

- ①1～3年生のひとり親世帯で、昼間、就労等により保護者が家庭にいない児童
- ②1～3年生で、昼間、就労等により保護者(全ての)が家庭にいない児童
- ③4～6年生のひとり親世帯で、昼間、就労等により保護者が家庭にいない児童
- ④4～6年生で、昼間、就労等により保護者(全ての)が家庭にいない児童
- ⑤昼間、保護者(いずれかでも)が家庭にいる児童

・申込みを受け付けてから入室されるまでには一週間程度の時間を頂いています。ただし、児童の状況等の理由で、利用をお待ちいただくことがあります。

5. 利用の承認・その他の手続きについて

【申込結果の通知方法について】

利用できる場合も、利用できない場合も書面にてお知らせします。

【利用できない場合】

下記の場合は、申込のご希望通りに本事業をご利用頂けませんのでご了承ください。

- ① 「のびのびルーム」「放課後ルーム」「堺っ子くらぶ」の未納となっている一部負担金がある場合（きょうだい等の分を含む）
- ② 定員を超過しており、待機となる場合
- ③ 「のびのびルーム」の管理運営上、児童の安全が図れないと認められる場合
- ④ 問い合わせをしても連絡がとれず、入室に必要な書類・情報がそろわなかった場合

（注意事項）

- ①について、特別な事情で一部負担金の未納分の納付が困難な場合は、ご相談ください。
- ②について、待機となった場合は待機順位を決定し、「待機順位決定通知書」にてお知らせします。定員に空きが出た際は、待機されている児童の中から順に利用のご案内をします（詳細は通知をご覧ください）。
- 対象校が待機となってしまった場合でも、一定の条件の下、隣接する校区ののびのびルームを利用できる制度があります。利用をご希望の場合は、ご相談ください。

【利用を辞退する場合】

申込結果の通知が届く前に辞退する場合は、放課後子ども支援課に連絡してください。

また、4月1日からの利用承認通知書が届いた後に辞退する場合は、同封されている辞退の手続のご案内に沿って、令和3年3月24日（水）までに、「辞退届」を提出いただくか、電子申請システムにて手続きをお願いします。

期日までに放課後子ども支援課への電話連絡及び辞退の手続をされなかった場合は、傷害保険への加入の関係で、4月1日から事業をご利用されていなくても、傷害保険料（年額800円）をお支払いいただきますので、ご理解ください。

6. 利用にあたっての注意事項等

利用申込書をご記入される前に、必ず以下の注意事項をご確認ください。

利用について	活動中は集団生活のルールを守り、指導員の指示に従ってください。 ルールを守れない等、管理運営上安全が図れないと認められる場合は、利用承認を一時停止又は取り消すことがあります。 また、習い事等で途中退室し、再度戻るとは、安全管理上ご遠慮いただいております。
利用時間について	利用時間を守り、保護者の責任において必ず午後6時30分まで（利用時間延長された場合には必ず午後7時まで）にお迎えをお願いします。 厳守されない場合は、利用承認を一時停止又は取り消すことがあります。
お迎えについて	保護者等によるお迎えが必要です。 なお、近隣住民のご迷惑となるため、原則として車でのお迎えはご遠慮ください。
昼食について	給食のない日は、保護者においてお弁当等昼食の用意をしてください。